

58 学校の入学願書・卒業証書等に記載する族称に関する件

〔昭和十三年七月〕

(注記1) (注記2)

発普一〇三号 裁決 七月十二日 文書課長 (有原) 送 7月12日 起案者 (乙黒)

昭和十三年六月二十五日起案

次官 (伊東) 普通学務局長 (藤野) 学務課長 (岩松) 事務官 (西崎) (川見)

専門学務局長 (山川) (有光) (寺中) (春山) (美作) 実業学務局長 (小笠原) (谷原) (田中) (高沢)

(注記3)

案ノ一 年月日 次官

(測候技術官養成所ヲ含ム)

各地方長官 (加筆) 47 直轄学校長 (加筆) 10 宛 公立私立ノ大学 (学長) 高等学校 (長) (加筆) 及専門学校長 (加筆) 18 宛 (加筆) 137 (加筆) 235

学校ノ入学願書、卒業証書等ニ記載スル族称ニ関スル件

学校ノ学則其ノ他ノ規程ヲ以テ学生、生徒及其ノ父兄又ハ保証人等ヨリ提出セシムル入学願書、保証書其ノ他入学、在学ニ関スル書面並ニ学校ヨリ授与スル卒業証書、修了証書其ノ他在学

又ハ卒業ニ関スル証明書等ニ学生生徒及其ノ父兄又ハ保証人ノ族称若ハ族籍ヲ記載スルノ書式ヲ規定セルモノ有之処自今官公私立ノ学校ニ於テハ華族以外ノ族称又ハ族籍ハ前期ノ文書ニ之ヲ記載セザル様致度ニ付關係規程等ノ改正方御配意相成度依命此段通牒ス

案ノ二

年月日 次官

拓務次官 外務次官 (連名) 外務次官 对満事務局次官 对満事務局次官 宛

学校ノ入学願書、卒業証書等ニ記載スル族称ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通各地方長官、直轄学校長及公立私立ノ大学 (学長) 高等学校長、専門学校長ニ通牒致タルニ付為参考送付ス 備考

別紙ハ案ノ一ヲ添附スルコト

入学願書

(注記5) 私儀某学科目研究志望ニ付何年間御校研究科ニ入学致度候間御許可被成下度此段相願候也

族 (寄留者ハ寄留籍) 戸主何某 (幾女等 (本人戸主ニ姉妹等 (アラサレハ) 某

族籍 〔加筆・朱線〕

住所、職業、本人トノ統柄

保証人何 某印

奈良女子高等師範学校長 何某殿

保証書

東京女子高等師範学校何科生徒

印紙

何某

右者今般御校ニ入学許可相成候ニ付テハ御校ノ規則命令ヲ格守可為致ハ勿論本人ノ身上ニ関スル一切ノ事件ハ拙者ニ於テ引受ケ可申此段保証仕候也

本籍、族称、業務 〔加筆・朱線〕

現住所

本籍トノ統柄

年月日 保証人何 某印

東京女子高等師範学校長何某殿

人物考定書 (用紙美濃紙)

〔加筆・朱線〕  
何道府県華士族平民

何某

年月日生

一 性 行  
一 才 能

一 挙 動

一 特 徴

一 勤務又ハ勉学ノ情况

一 其 他

(右六項ニ就キ詳細ニ記述スルヲ要ス)  
(ママ)

人物考定前書ノ通ニ候也

年月日

何道庁長官府県知事

何 学 校 長

卒業証書

校印

〔加筆・朱線〕  
何府県華士族平民

何某

何年月何日生

中 学 校  
本校附属小学校第何部尋常 ヲ卒業センコトヲ証ス  
(二箇年高等)小学校

何年月何日

東京高等師範学校長位勲 何某印

第何号

户籍法

第十八条 户籍ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

三 戸主カ華族又ハ士族ナルトキハ其族称

四 家族カ戸主ト族称ヲ異ニスルトキハ其族称

司法省  
民事局 民事甲第七二二二号

昭和十三年六月十三日

司法省民事局長 大森洪太

地方裁判所長御中 (東京刑事ヲ除ク)

戸籍用紙ノ様式ニ関スル件

戸籍法施行細則附録第一号様式ニ付テハ戸籍法第十八条第三号ノ規定ノ趣旨ヲ参酌シ爾今新用紙ヲ調整スルニ当リテハ「族称」ナル文字ハ予メ印刷セザル様(記載例、戸籍法第十八条第三号ニ付テハ「華族」又ハ「士族」ノ記載ハ右空欄中ニ之ヲ為シ「平民」ノ記載ハ之ヲ為サズ、同条第四号ニ付テハ氏名欄中ニ同様ノ空欄ヲ設ケ其ノ中ニ「平民」ト記載ス) 貴管内各市町村長ニ対シ御通達相成度此段依命及通牒候也

追テ為念別紙族称欄雜形添附致置候尚現存戸籍用紙ニ付テハ適宜抹消ノ上使用セシムル様致度申添候

本籍		前主戸	
(略)		(略)	
戸			
前主戸ノ統稱	華族(士族)	父	母
(略)		(略)	(略)
		(略)	

(注記 6)

(注記 7)

(略)				(略)			
主				主			
出生	(略)	平民	父	母	出生	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)		
			(略)				

(注記 1)

「例規類纂資料」<sup>(中山)</sup>

(注記 2)

「文部時報登載「スミ」

(注記 3)

「記録掛 14・1・18 受領」

(注記 4)

「一八」(簿册内件名番号)

(注記 5)

〔(朱書) 現行学則ニ於ケル族籍又ハ族称ノ記載書式例〕

## 〔注記6〕

〔戸籍法第十八条第三号ノ規定ニ依ル場合〕

## 〔注記7〕

〔戸籍法第十八条第四号ノ規定ニ依ル場合〕

## 〔下札〕

〔(甲山) 種別 わ一ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 各地方庁、直轄

諸学校長、公立大学高等専門学校長、拓務(省)外務省対滿事務

局等へ通牒 学校ノ入学願書、卒業証書等ニ記載スル族称ニ関ス

ル件 例規材料ノ番号 発普一〇三ノ結了年月日 昭二三 七

一二ノ保存年限ムキノ枚数 9〕

〔自大15年至昭16年 学校・図書館及博物  
館規則総規〕 文部省⑤ 3A.32—5.2410〕